

## 一般社団法人Babyガーデン定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Babyガーデンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、核家族化、少子化が進み人間関係が希薄になる中、子育てに悩む親をサポートするとともにさまざまな世代とのつながりの中での子どもの健全な育ちをめざし、支え合い育て合う関係を築きながら誰もが心豊かに子育てできる環境をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育て支援に関する事業
- (2) 子育てに関する人材育成および講師事業
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員又は賛助会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(種類)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権能)

第15条 社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 解散
- (2) 定款の変更
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 各事業年度の計算書類の承認
- (5) 役員報酬等の額
- (6) 会員の除名
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(招集)

第16条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 解散
- (2) 定款の変更

- (3) 会員の除名
- (4) その他法令で定める事項

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 理事

(員数)

第21条 当法人に理事3名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

- 2 理事は、この定款の定めに基づき、当法人の業務を執行する。

(任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(報酬等)

第25条 理事の報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第26条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第27条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算について、毎事業年度終了後、代表理事が当該年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会にて承認されなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の理事及び代表理事)

第32条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 高田佳代子

設立時理事 山口陽子

設立時理事 吉田淳子

設立時理事 兼吉高宏

設立時代表理事 高田佳代子

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第33条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

神戸市北区南五葉2丁目2番27号

山口陽子

神戸市兵庫区会下山町3丁目6番3号

吉田淳子

神戸市須磨区北落合6丁目3番1-608号

兼吉高宏

神戸市垂水区青山台5丁目2番30-601号

高田佳代子

(法令の準拠)

第34条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人Babyガーデン設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成27年12月18日

設立時社員

実印

設立時社員

実印

設立時社員

実印

設立時社員

実印